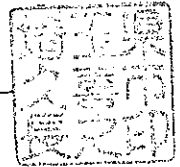




久 障 第 1753 号
令 和 3 年 7 月 21 日

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 佐 世 芳 様

久喜市長 梅 田 修



個人情報保護条例第9条に基づく諮問について

久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第3項の規定に基づき、下記の内容について、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項の内容

保有個人情報の目的外利用

2 保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称、目的及び保有課

名 称：①特別障害者手当等の支給事務

②在宅重度心身障害者手当支給事務

③介護保険資格管理事務

④介護保険料納付管理事務

⑤要介護認定に関する事務

⑥介護保険給付事務

目 的：①特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき支給する特別障害者手当等の支給要件の確認及び支給に必要なため

②久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づき支給する在宅重度心身障害者手当の支給要件の確認及び支給に必要なため

③介護保険法第9条、12条に基づき、介護保険被保険者を把握し、被保険者台帳へ登録するとともに、被保険者証を交付する。適用除外施設へ入所・入院している場合には被保険者として被保険者台帳へ登録しないため。

④介護保険第1号被保険者に対して介護保険法第129条～第146条に基づき、介護保険料賦課のための資料とするため。また、納付状況を把握し、保険料に関する通知等を送付するため

⑤介護保険法27条、第28条、第29条、第32条、第33条及び第33条の2の規定に基づき、申請から認定までの要介護認定事務を適正に行うため

⑥要介護（支援）認定者が利用する介護サービスについて、適正な保険給付を行うため

保有課：①②障がい者福祉課

③④⑤⑥介護保険課

3 目的外利用する個人情報の項目

対象者：①特別障害者手当等の受給者であって、障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する者

②在宅重度心身障害者手当の受給者であって、障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する者

③④⑤⑥65歳以上の要介護3～5で施設等に入所していない住民税非課税者

項目：①②個人識別符号、氏名、住所、生年月日、障がい情報、口座情報

③④⑤⑥個人識別符号、氏名、住所、生年月日、介護保険情報、賦課情報

基準日：令和3年7月1日現在、以降毎月末現在

4 目的外利用する個人情報取扱事務の名称、理由、所管課

名称：在宅重度心身障がい者支援臨時給付金給付事業

理由：新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得かつ在宅で重度の心身障がい者の生活における負担が増加していることを踏まえ、在宅重度心身障がい者に対して臨時給付金を給付するものです。

臨時給付金の対象者は、低所得かつ在宅の重度の心身障がい者であることから、障がい者福祉課で行っている、在宅重度心身障害者手当及び特別障害者手当等の受給者情報を目的外利用して対象者を抽出するものです。

また、臨時給付金の給付にあたり、対象者が介護保険課で実施する在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金給付事業の対象者と重複する場合があります。重複する場合は在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金給付事業を優先することから、重複を避けるため、介護保険課の情報を目的外利用して対象者を抽出するものです。

このことから、在宅重度心身障がい者支援臨時給付金給付事業を実施するにあたり、久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号に基づく目的外利用を行うための諮問を行うものです。

なお、目的外利用する個人情報は、対象者本人へ臨時給付金を給付するために利用することから臨時給付金の通知の際に、情報を利用した旨をお知らせすることで、久喜市個人情報保護条例第9条第3項の本人通知に代えるものです。

所管課：障がい者福祉課